

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
12月19日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 六

平成十九年産麦類の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課) 九

道路の位置の指定 (建築指導課) 九

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正 (港湾課) 九

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 〇

肥料の登録の有効期間の更新 (農業振興課) 〇

肥料の登録の失効 (農業振興課) 〇

土地改良区役員の出出 (農村整備課) 一

契約の締結 (道路建設課) 一

平成十七年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表 (会計課) 二

選管告示

直接請求に必要な有権者の数 一七

山口県告示第六百六十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十二月十九日から平成十九年一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 出光興産株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 出光興産株式会社徳山工場
所在地 周南市宮前町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (t/日)	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間隔	一日当たりの使用時間
三七〇イ	二〇	平成一九、一五	平成一九、三〇	平成一九、一	連	二四時間
三七〇基	"	"	"	"	"	"

備考 「三七〇イ」及び「三七〇基」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設及び分離施設をいう。

種 類	項 目	汚 水		等 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常	最 大	通 常	最 大	
活性炭吸着処理施設	処理前	七・五	"	七〇	二〇	"
活性炭吸着処理施設	処理後	七	"	八〇	"	"
活性汚泥処理施設	処理前	"	八・六	四七〇	三〇	五三七
活性汚泥処理施設	処理後	"	"	四〇〇	一〇	"
オイルセパレーター	処理前	八	九・六	六二〇	三〇	七四五
オイルセパレーター	処理後	"	"	五六〇	二〇	"

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 隔	一 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
						年 月 日	年 月 日	年 月 日
活性炭吸着処理施設	鉄 製	"	活 性 炭 吸 着	"	"	(既 設)		
活性汚泥処理施設	"	一、四〇〇	活 性 汚 泥	"	"			
オイルセパレーター	コンクリート製	三六〇、〇〇〇	油 水 分 離	連 続	二 四 時 間 変 動 な し			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
三七一口 (二基)	"	"	〇
三七二イ	七	一〇〇	一七
三七三イ	九・五	一〇〇	一七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	三四-I	能 ($m^3/日$)	三三・八	構造	工事着手	工事完成	使用開始	使用の方法
					年月日	年月日		
"	"	"	"	"	平成一九、九	平成一九、九	平成一九、九	連続
"	"	"	"	"	平成一九、九	平成一九、九	平成一九、九	二四時間
"	"	"	"	"	"	"	"	変動なし

一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本ゼオン株式会社
 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号
 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 日本ゼオン株式会社徳山工場
 所在地 周南市那智町二番一号
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口		排出水の一日当たりの量 (m^3)
						通 常	最 大	
"	"	"	"	"	七・九	八・五	水素イオン濃度 (水素指数)	七
八・五	六・五	"	"	"	七・四	八・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	"
"	"	"	"	"	二・六	"	浮遊物質 質量 (mg/l)	八・五
"	"	"	"	"	五	"	鉍油類 (mg/l)	三〇
"	"	"	"	"	五	"	室 態	五
"	"	"	"	"	一〇	"	の 値	一〇
"	"	"	"	"	〇・五	"	燃 素 (mg/l)	〇・五
"	"	"	"	"	〇・三	"	の 値	"
"	"	"	"	"	〇・五	"	燃 素 (mg/l)	"
"	"	"	"	"	〇・〇三	"	の 値	"
"	"	"	"	"	〇・一	"	燃 素 (mg/l)	"
七五、二〇〇	一五九、四二〇	四〇一、九七〇	二〇、〇〇〇	二三四、五〇〇	一五五、〇五〇	通 常	排水の一日当たりの量 (m^3)	"
七九、〇〇〇	二九一、二六〇	四七二、四〇七	四〇、〇〇〇	二五八、一〇〇	一八六、九〇〇	最 大		"

処理後	七	"	八・五	三〇	五	一〇	〇・五	"	"	"	"
-----	---	---	-----	----	---	----	-----	---	---	---	---

備考 「三四-I」及び「三四-ロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供するろ過施設及び脱水施設をいう。

三四-ロ	平成一九、〇	平成一九、〇	平成一九、二	平成一九、三	"	"	"
------	--------	--------	--------	--------	---	---	---

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通 常	最 大	
活性汚泥処理施設	処理後	"	五四・六九	五七・一	六四三・七
	処理前	七・五	一七二・四	一九一・九	
凝集加圧浮上処理施設	処理後	"	一九〇・五	二二〇・一	五〇八・九
	処理前	六・五	二七六・一	三〇四・二	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
凝集加圧浮上処理施設	製鉄筋コンクリート	一四、四〇〇	凝集加圧浮上	連続	二四時間	変動なし			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三四―口	七、五	七〇	二二・二
"	"	"	二五・九
三四―イ	六、五	一一・四	二六・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	通 常	一五・八九	二四、五〇〇
	最 大	二〇・一	
八・三	通 常	九・四	二七、〇〇〇
	最 大	二〇	
一・八	通 常	八・五四	〇・三
	最 大	一一・三	
〇・三	通 常	〇・三	〇・三
	最 大	〇・四	

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 徳山積水工業株式会社
所 在 地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	能 力 (m ³ /時)	構 造		使 用 の 方 法
		工 事 着 手 年 月 日 定 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定 年 月 日 定	
三三一口	二二	平成一九〇	平成一九、三〇	平成一九、二 四、二 連 続 二 四 時 間 時 日 当 た り の 使 用 間 隔 変 動 な し

備考 「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三一口	通 常	二五	八〇
	最 大	三〇	
六・八	通 常	五	八〇
	最 大	一〇	
七・三	通 常	〇・四	〇・三
	最 大	二・六	
六・五	通 常	〇・一四	〇・三
	最 大	〇・三	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
COD処理施設	コンクリート製	一、〇〇〇	活性汚泥・沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

COD処理施設	種類	項目	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量(m^3)
			処理前	処理後	項目	
"	七	水素イオン濃度 (水素指数)	通常	七・五	七	九四五
			最大	七・七	七	
"	七・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	四〇	二五	九八二
			最大	四〇	二五	
"	六〇	浮遊物質質量 (mg/l)	通常	一一	八	"
			最大	一一	八	
"	検出せず	鉍油類 (mg/l)	通常	〇・二	〇・四	"
			最大	〇・二	〇・四	
"	一・六	窒素 (mg/l)	通常	〇・〇五	〇・一四	"
			最大	〇・〇五	〇・一四	
"	〇・一四	リン (mg/l)	通常	〇・一四	〇・三	"
			最大	〇・一四	〇・三	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口	排水水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量(m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	
七・二	八・三	通常	五・八	五	八四五〇
		最大	七・八	五	
〇・七	一・二	通常	〇・一一	〇・一八	八・八六〇
		最大	〇・一一	〇・一八	

山口県告示第六百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十二月十九日から平成十九年一月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 出光興産株式会社
 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 出光興産株式会社徳山工場
 所在地 周南市宮前町一番一号
- 三 特定施設の種類の
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、同表第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
 特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液

(一) の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
 (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更後	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	七四五
	"	"	"	"	
七四	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	三七四
	"	"	"	"	
七〇	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	七四五
	"	"	"	"	
"	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	一、〇四七
	"	"	"	"	
三七一口	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	一、二〇〇
	"	"	"	"	

備考 「三七一口」、「七〇」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、同表第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更後	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	
オイルセバレー	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	七四五
	"	"	"	"	
"	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	五九二
	"	"	"	"	
"	変更後	変更前	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	九八六
	"	"	"	"	

九 (一)

海岸の名称
山口県山口市沿岸屋代島大島海岸戸田地区海岸

(二) 指定区域
基点一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九、補助点九の一、六の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた

区域
点の位置

基点

- 一 大島郡周防大島町大字戸田赤石一四七番地の一の標柱の位置(北緯三三度五二分五一秒東経一三二度二分〇六秒)
- 二 基点一から三二一度一五分二二・〇メートルの点
- 三 基点二から三二二度四五分二七五・〇メートルの点
- 四 基点三から三〇二度一五分二六七・〇メートルの点
- 五 基点四から三〇三度四五分三三二・〇メートルの点
- 六 基点五から二六五度一五分九六・〇メートルの点
- 七 基点六から二七一度三〇分一九・五メートルの点
- 八 基点七から二九八度五二分一三・五メートルの点
- 九 基点八から二七四度〇〇分一八・五メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から一九三度一五分〇〇秒一七〇・〇メートルの点
 - 六の一 基点六から一六七度四三分〇四秒一八九・八メートルの点
 - 九の一 基点九から二四〇度二八分〇八秒二二七・六メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。



(六二八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年八月一日山口県公告(四一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市

から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月十九日から平成十九年一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 新山口新幹線名店街
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(六二九) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五五一号	平成一八、一一、一〇	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥 料三号	五・〇〇	室素全量 りん酸全量	氏名 住所 協和醗酵工業株式 会社 東京都千代田区大手 町一丁目六番一号

(六三〇) 肥料の登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第一六二号	平成一八、一〇、三〇	生石灰	九〇・〇肥料用 生石灰	九〇・〇	該当なし	氏名 住所 平岡カズ子 岩国市玖珂町七九七 の五
山口県生 第三八〇号	"	消石灰	七〇・〇肥料用 消石灰	七〇・〇	"	"

(六三一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区 の名称	理事 の別	氏名	住所
岩国市川下土地改良区	理事	秋山 悦治	岩国市中津町二丁目五番一六号

二 退任した役員

土地改良区 の名称	理事 の別	氏名	住所
岩国市川下土地改良区	理事	秋山 悦治	岩国市中津町二丁目五番一六号

(六三二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部道路建設課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

岩国市川下土地改良区 理事 塚本 国都 岩国市中津町二丁目三番四八号

四 落札者を決定した日

平成十八年八月二十三日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事飛鳥建設・フジタ・藤本工業・栗本
特定建設工事共同企業体 広島市南区的場町一丁目七番一〇号

六 落札金額

三十七億二千六百四十五万円

七 入札公告日

平成十八年七月四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(六三三)平成十七年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成十八年十一月山口県議会定例会で認定された平成十七年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

平成17年度山口県一般会計歳入歳出決算

1	県 税	歳 入	円
1	県 民 税	165,321,075,388	
2	事 業 税	34,642,459,486	
3	地 方 消 費 税	51,745,144,824	
4	不 動 産 取 得 税	28,349,574,850	
5	県 た ば こ 税	3,690,000,129	
6	コ ー ル ー ト 場 利 用 税	2,891,248,673	
		730,243,475	

8	自 動 車 税	20,389,273,913
9	鉢 区 税	10,538,200
13	自動車取得税	5,229,796,400
14	軽油引取税	17,347,911,802
16	狩 猟 税	51,337,000
17	産業廃棄物税	242,880,325
18	旧法による税	666,311
2	地方消費税清算金	27,322,290,266
1	地方消費税清算金	27,322,290,266
3	地方譲与税	11,815,903,000
1	所得譲与税	8,060,084,000
2	地方道路譲与税	3,469,490,000
3	石油力又譲与税	273,845,000
4	航空機燃料譲与税	12,484,000
4	地方特例交付金	9,363,516,000
1	地方特例交付金	9,363,516,000
5	地方交付税	181,573,157,000
1	地方交付税	181,573,157,000
6	交通安全対策特別交付金	566,490,000
1	交通安全対策特別交付金	566,490,000
7	分担金及び負担金	7,489,496,850
1	分 担 金	396,788,767
2	負 担 金	7,092,708,083
8	使用料及び手数料	13,621,434,013
1	使 用 料	11,054,152,086
2	手 数 料	2,567,281,927
9	国庫支出金	116,532,492,912
1	国庫負担金	39,716,046,092
2	国庫補助金	74,170,583,288
3	委 託 金	2,645,863,532
10	財産収入	2,016,163,082
1	財産運用収入	738,679,838
2	財産売却収入	1,277,483,244
11	寄 付 金	2,632,227,583

1	寄付金	2,632,227,583	
12	繰入金	41,891,448,231	
1	特別会計繰入金	8,218,485,464	
2	基金繰入金	33,672,962,767	
13	繰越金	12,643,591,083	
1	繰越金	12,643,591,083	
14	諸収入	76,376,398,659	
1	貸付金元利収入	70,155,055,014	
2	受託事業収入	513,794,634	
3	延滞金、加算金及び過料	249,145,704	
4	預金利子	621,150	
5	利子割精算金収入	42,402,178	
6	雑収入	5,415,379,979	
15	県債	98,141,520,000	
1	県債	98,141,520,000	
1	歳入合計	767,307,204,067	
			歳
			出
1	議会費	1,490,693,525	
1	議会費	1,490,693,525	
2	総務費	59,203,959,562	
1	総務管理費	39,597,110,781	
2	企画調整費	7,877,496,812	
3	徴税費	5,703,583,457	
4	市町村振興費	2,424,466,884	
5	選挙費	1,022,115,253	
6	防災費	1,009,314,041	
7	統計調査費	1,210,191,325	
8	人事委員会費	151,657,024	
9	監査委員費	208,023,985	
3	民生費	62,425,766,221	
1	社会福祉費	47,897,288,281	
4	児童福祉費	11,731,866,361	
7	生活保護費	2,502,316,970	
8	災害救助費	294,294,609	
4	衛生費	20,619,195,138	
1	公衆衛生費	7,019,057,525	
4	環境衛生費	3,296,911,582	
7	保健所費	3,198,187,596	
8	医薬院費	4,075,565,872	
10	病院費	3,029,472,563	
5	労働費	6,644,468,402	
1	労働費	4,429,597,817	
2	職業能力開発費	1,763,326,764	
3	失業対策費	302,002,189	
4	労働委員会費	149,541,632	
6	農林水産業費	57,827,948,503	
1	農業費	14,933,036,723	
2	畜産費	1,220,597,119	
3	農地費	22,973,377,930	
4	林業費	8,546,768,845	
5	水産業費	10,154,167,886	
7	商工業費	64,378,897,406	
1	商業費	4,068,493,445	
2	工業費	59,165,432,383	
3	観光費	465,059,919	
4	工業用水道費	679,911,659	
8	土木費	131,272,282,731	
1	管理費	9,742,559,339	
2	道路橋りょう費	54,843,889,001	
3	河川海岸費	23,254,810,971	
4	港湾費	17,923,812,508	
5	都市計画費	13,469,569,558	
6	住宅費	12,037,641,354	
9	警察費	41,389,727,120	
1	警察管理費	38,524,311,104	
2	警察活動費	2,865,416,016	

円

平成17年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

第 1814 号		平成17年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	
(定期)		歳 入	
報 告 書		歳 入	
口		歳 入	
平		歳 入	
平成18年12月19日 火曜日		歳 入	
10	教 育 費		
1	教育総務費	149,614,244,365	
2	小学校校費	11,893,788,116	
3	中学校校費	48,890,593,837	
4	高等学校校費	30,175,811,348	
7	特殊学校校費	33,317,820,973	
8	社会教育費	10,839,243,693	
9	保健体育費	3,298,204,986	
10	大学学費	1,581,502,849	
11	学 事 費	2,014,903,711	
11	災害復旧費	7,602,374,852	
1	農林水産施設災害復旧費	7,797,855,163	
2	土木施設災害復旧費	984,518,282	
4	学校施設等災害復旧費	6,708,224,175	
12	公 債 費	105,112,706	
1	公債借入金	105,686,269,956	
13	諸 支 出 金	105,686,269,956	
1	地方消費税清算金	47,084,215,315	
2	利子割交付金	27,120,017,266	
3	配当割交付金	1,026,742,000	
4	株式等譲渡所得割交付金	441,319,000	
5	地方消費税交付金	626,867,000	
6	二刀ノ場利用税交付金	13,812,608,000	
7	特別地方消費税交付金	514,870,216	
8	自動車取得税交付金	116,000	
9	利子割精算金	3,541,000,000	
14	子 備 費	675,833	
1	子 備 費	0	
	歳 出 合 計	755,435,523,407	
	歳入歳出差引残額	11,871,680,660	
	翌年度へ繰越	11,871,680,660	

平成17年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
1	繰 入 金	2,019,000	
1	他会計繰入金	2,019,000	
2	繰 越 金	166,978,609	
1	繰 越 金	166,978,609	
3	諸 収 入	275,577,131	
1	貸付金元利収入	274,096,029	
2	雑 収 入	1,481,102	
4	県 債 債	0	
1	県 債 債	0	
	歳 入 合 計	444,574,740	
	歳 出		
1	母子寡婦福祉資金	392,411,215	
1	母子寡婦福祉資金	392,411,215	
	歳 出 合 計	392,411,215	
	歳入歳出差引残額	52,163,525	
	翌年度へ繰越	52,163,525	

平成17年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
歳 入		歳 入	
2	繰 入 金	1,827,000	
1	他会計繰入金	1,827,000	
3	繰 越 金	216,045,808	
1	繰 越 金	216,045,808	
4	諸 収 入	73,642,481	
1	貸付金元利収入	72,904,080	
2	雑 収 入	738,401	
5	県 債 債	0	
1	県 債 債	0	
	歳 入 合 計	2,037,075,529	
	歳 出		
	歳入歳出差引残額	2,037,075,529	
	翌年度へ繰越	2,037,075,529	

1	国庫補助金		2,160,000
2	繰入金		2,022,389
1	他会計繰入金		2,022,389
3	繰越金		225,390,676
1	繰越金		225,390,676
4	諸収入		31,561,764
1	貸付金元利収入		31,461,000
2	雑収入		100,764
	歳入合計		261,134,829
	歳出		
			円
1	林業・木材産業改善資金		30,382,389
1	林業・木材産業改善資金		30,382,389
	歳出合計		30,382,389
	歳入歳出差引残額		230,752,440
	翌年度へ繰越		230,752,440
			円
	平成17年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算		
		歳	入
2	繰入金		631,287
1	他会計繰入金		631,287
3	繰越金		69,617,933
1	繰越金		69,617,933
4	諸収入		36,782,015
1	貸付金元利収入		36,774,047
2	雑収入		7,968
	歳入合計		107,031,235
	歳出		
			円
1	沿岸漁業改善資金		39,681,287
1	沿岸漁業改善資金		39,681,287
	歳出合計		39,681,287

歳入歳出差引残額 67,349,948
 翌年度へ繰越 67,349,948

平成17年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

		歳	入
1	事業収入		5,092,798,244
1	事業収入		5,092,798,244
2	他会計繰入金		1,104,285
1	他会計繰入金		1,104,285
3	繰越金		159,209,259
1	繰越金		159,209,259
	歳入合計		5,253,111,788
	歳出		
			円
1	当せん金付証券発売事業費		5,110,725,285
1	発売諸費		1,104,285
2	歳出合計		5,109,621,000
	歳入歳出差引残額		5,110,725,285
	翌年度へ繰越		142,386,503
			円
	平成17年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算		
		歳	入
1	証紙収入		9,247,248,726
1	証紙収入		9,247,248,726
2	繰越金		296,590,112
1	繰越金		296,590,112
	歳入合計		9,543,838,838
	歳出		
			円
1	繰出金		9,254,230,026
1	繰出金		9,254,230,026

歳 出 合 計 9,254,230,026
 歳入歳出差引残額 289,608,812
 翌年度へ繰越 289,608,812

平成17年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入 入
 円
 1 財 産 収 入 1,978,925
 1 財 産 運 用 収 入 1,978,925
 4 繰 越 金 354
 1 繰 越 金 354
 歳 入 合 計 1,979,279

歳 出 出

円
 1 土地取得事業費 1,979,000
 1 土地取得基金管理費 1,979,000
 歳 出 合 計 1,979,000
 歳入歳出差引残額 279
 翌年度へ繰越 279

平成17年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入 入

円
 1 分担金及び負担金 946,426,824
 1 負 担 金 946,426,824
 2 国 庫 支 出 金 62,618,000
 1 国 庫 負 担 金 26,912,000
 2 国 庫 補 助 金 35,706,000
 3 繰 入 金 171,972,559
 1 他会計繰入金 171,972,559
 4 諸 収 入 5,338,605
 2 雑 収 入 5,338,605
 5 県 債 193,000,000
 1 県 債 193,000,000

7 繰 越 金 10,540,000
 1 繰 越 金 10,540,000
 歳 入 合 計 1,389,895,988

歳 出 出

円
 1 流域下水道事業費 1,372,748,988
 1 流域下水道費 1,372,748,988
 歳 出 合 計 1,372,748,988
 歳入歳出差引残額 17,147,000
 翌年度へ繰越 17,147,000



山口県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十八年十二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根 拠 規 定	必 要 な 有 権 者 の 数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六〇四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	一一七、六九七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	六、三〇三
	大島郡選挙区	

